

平成19年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組（概要）

平成20年5月14日

公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 下請法違反行為に対する勧告

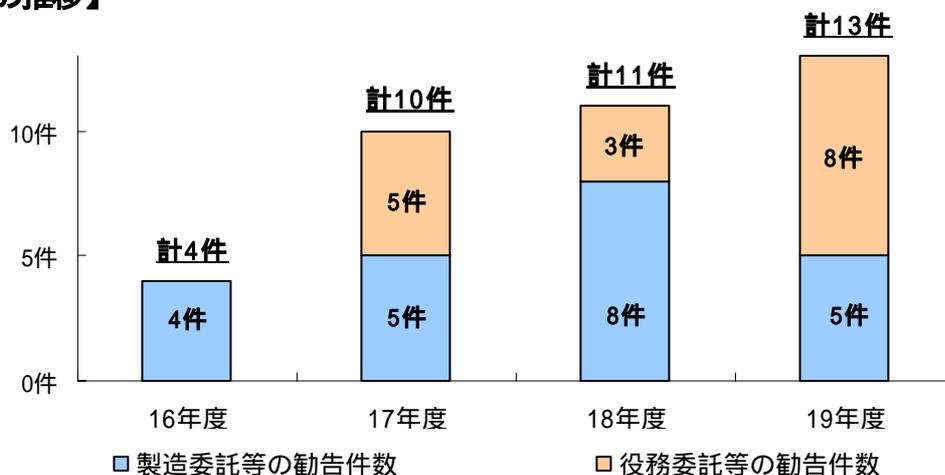
【特徴】

平成19年度に勧告を行った件数は13件〔平成16年4月の改正下請法施行以降最多〕

勧告を行った13件は、いずれも下請代金の減額事件（うち1件は、買ったたき行為についても併せて勧告〔買ったたき事案に対する初の勧告〕）

13件のうち、役務委託等における違反は8件〔過去最多〕（うち道路貨物運送分野における違反は7件〔過去最多〕）

【勧告件数の推移】



2 下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払状況

【特徴】

下請代金の減額事件については、勧告又は警告により、下請事業者3,736名に対し、総額10億8804万円の減額分を返還するよう指導〔減額分の返還を受けた下請事業者数及び返還総額とも平成16年4月の改正下請法施行以降最多〕

返還を行った親事業者数(社)	返還を受けた下請事業者数(名)	返還総額(万円)
46	3,736	108,804

下請代金の支払遅延事件については、警告により、下請事業者3,525名に対し、総額7244万円の遅延利息を支払うよう指導〔遅延利息の支払を受けた下請事業者数は平成16年4月の改正下請法施行以降最多〕

支払を行った親事業者数(社)	支払を受けた下請事業者数(名)	支払総額(万円)
68	3,525	7,244

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（本文第1，第2，第3の1関係）

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（本文第3の2～6，第4関係）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

3 「成長力底上げ戦略」を踏まえた取組状況

(1) 下請法特別調査

平成16年4月に施行された改正下請法に基づき新たに適用対象とされた分野のうち、道路貨物運送に係る役務の提供、放送番組・映像制作に係る情報成果物の作成及び金型の製造に係る各委託取引を重点分野とした調査を実施し、4件の勧告と250件の警告を行った(平成19年6月~12月)。

(2) 下請法違反事件に係るフォローアップ調査

平成16年度に勧告した4件について、勧告後の親事業者による下請法遵守状況についてフォローアップ調査を実施した結果、いずれも、下請法遵守に向けた取組を行っていることが確認された(平成19年度上半期)。

第2 違反行為の未然防止

1 親事業者向け調査票の見直し

下請法の普及・啓発及び親事業者による自主的なチェックが行われるよう、定期書面調査における親事業者向け調査票を見直し、親事業者の義務や親事業者のどのような行為が違反となるのかを具体的に記載することとした。その結果、親事業者が自社の下請取引に係る行為について、自主的に改める事例がみられた。

2 下請法の普及・啓発

(1) 毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、全国各地において下請法に関する講習会を開催するなど下請法の普及・啓発活動を実施。

平成19年度においては、下請法に関する講習会を47都道府県55会場(うち公正取引委員会主催分27都道府県30会場)において開催。

(2) 下請取引の一層の適正化を推進するため、下請法に規定する「買ったとき」に関する事例等を分かりやすく解説した下請法ガイドブックを作成し、中小企業庁と共同して、親事業者約8万社及び関係団体48団体に送付(平成19年7月)。

(3) 下請法の周知と下請法違反のおそれのある情報の提供を促すことを目的とした下請事業者向けパンフレットを約9万部作成し、関係団体等に送付(平成20年3月)。

第3 企業間取引の公正化への取組

1 大規模小売業者と納入業者との取引の公正化に向けた取組

大規模小売業告示の普及・啓発を図るため、平成19年度においては、事業者団体等が開催する説明会に積極的に講師を派遣(21回)。

2 荷主と物流事業者との取引等の公正化に向けた取組

荷主による独占禁止法(物流特殊指定)違反行為及び物流分野における下請法違反行為に対する監視を強化するため、物流事業分野における荷主と元請間の取引及び下請取引における不当行為に対する調査を専門に行う「物流調査タスクフォース」を設置(平成20年2月)。

また、物流特殊指定の遵守状況を監視し、併せて問題が認められる場合には、関係事業者に対し所要の改善措置を採るよう求めるため、物流事業者14,126社を対象に書面調査等を実施。さらに、監視強化のために物流事業者約3万社を対象とした特別調査に着手(平成20年3月28日調査票発送)。

平成20年5月14日

公正取引委員会

(抜粋)

第1 下請法の概要

下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)は、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護することを目的として、親事業者の義務と禁止行為を定めている(別紙1参照)。

第2 下請法の運用状況等

公正取引委員会では、下請法を厳正に運用し、違反行為に対しては勧告等を行うとともに、違反行為の未然防止の観点から、下請法の普及・啓発を行うなど、下請取引の適正化に取り組んでいる。

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できないことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成19年度における書面調査は、資本金1000万円超の親事業者30,268社(うち役務委託等^(注)11,780社)及び当該親事業者と取引のある下請事業者168,108名(同43,031名)を対象に実施した(第1表参照)。

(注)情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	親事業者調査(社)	下請事業者調査(名)
平成19年度	30,268	168,108
製造委託等	(18,488)	(125,077)
役務委託等	(11,780)	(43,031)
平成18年度	29,502	162,521
製造委託等	(17,601)	(118,974)
役務委託等	(11,901)	(43,547)
平成17年度	30,991	170,878
製造委託等	(18,145)	(124,438)
役務委託等	(12,846)	(46,440)

(注)「製造委託等」とは製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

2 違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況(第2表参照)

ア 新規に着手した下請法違反被疑事件は3,110件(うち役務委託等1,218件)であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが2,964件(同1,156件)、下請事業者等からの申告によるものが145件(同62件)、中小企業庁長官からの措置請求によるものが1件である。なお、下請事業者等からの申告は、平成18年度以降急増している。

また、支払条件等を明記していない理由として、「従来からの支払期日、支払方法で支払っている」、「口頭で伝えている」等を挙げている。

(b) 下請代金の支払遅延（実体規定違反件数の76.6%を占める。）

下請代金の支払遅延の理由をみると、「運送業では、発注書面に下請代金の額や支払条件を記載していなくても、下請事業者と継続的に取引しているものについて締切後60日以内の支払制度を採っていれば、下請法上問題とならないと考えていた」等を挙げており、誤った認識を持っている親事業者もあった。

(c) 下請代金の減額（実体規定違反件数の12.1%を占める。）

下請代金の減額の理由をみると、「下請事業者との合意に基づいて行った値引等については下請法上問題とならないと考えていた」等を挙げており、誤った認識を持っている親事業者が多かった。

b 問題点

道路貨物運送に係る役務提供委託においては、下請法に違反する行為が極めて多い状況にあるところ、前記aのとおり、その主な原因は、親事業者による下請法の理解不足、誤った認識にあるものと考えられる。また、下請法上問題があると承知しながら、業務に支障がないことを理由として違反行為を改善しないまま取引を継続するなど遵法意識に欠ける親事業者も一部にみられた。

(1) 放送番組・映像制作に係る情報成果物の作成委託

65社に対し調査を実施した結果、41社に対し警告を行った。

a 違反行為及び理由（主なもの）

(a) 発注書面の交付義務違反（手続規定違反件数の84.4%を占める。）

発注書面を交付しない理由をみると、「元々、口頭による発注が業界慣行として存在していた」、「目的物であるテレビ・ラジオ番組等の内容が制作者の感性によるところが大きいことから、作成を委託する際に明確な委託内容を示すことが困難である」等を挙げている。

(b) 下請代金の支払遅延（実体規定違反件数の91.0%を占める。）

下請代金の支払遅延の理由をみると、「自社の発注元事業者（下請法適用対象外）の支払が、目的物の受領後60日を超えており、自社の資金繰りが苦しい」、「自社の会計処理上、下請事業者からの請求書の提出がなければ下請代金を支払うことができない」等を挙げている。

b 問題点

放送番組・映像制作に係る情報成果物の作成委託取引において下請法違反行為が多いのは、前記aのとおり、改正下請法の施行前から同業界に存在している取引慣行がその要因であると考えられる。また、放送番組・映像制作に係る情報成果物の作成委託を行っている親事業者の中には、そもそも、どのような委託内容が、下請法の適用対象（別紙参考の図4参照）になるのか理解していない者もあった。

なお、購入等強制（親事業者が、自社の主催するコンサートのチケットを、発注担当部門の長を通じて枚数を示した上で下請事業者に購入させた）や不当な利益提供要請（親事業者が、自社が主催するゴルフ大会等のイベントのチケット販売業務を下請事業者に無償で行わせた）など、親事業者による下請法の理解不足による違反もみられた。

事件名（勧告日） 違反法条	概 要
札幌通運(株)に対する件 （平成 19 年 9 月 28 日） <u>下請代金の減額</u> （第 4 条第 1 項第 3 号）	札幌通運(株)は、業として請け負う貨物運送、業として請け負う荷役作業等の全部又は一部を下請事業者に委託し、下請事業者に対する下請代金を自ら又は同社が全額出資する子会社 2 社を通じて支払っているところ、自社又は前記子会社 2 社の利益を確保するため、下請事業者に対して、「値引き」又は「手数料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、これに応じた下請事業者に対し、平成 17 年 7 月から同 19 年 5 月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を当該下請事業者を支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。 <u>下請事業者 63 名に対し、総額 3639 万 8034 円を減額</u>
丸全昭和運輸(株)に対する件 （平成 19 年 10 月 2 日） <u>下請代金の減額</u> （第 4 条第 1 項第 3 号）	丸全昭和運輸(株)は、業として請け負う貨物運送の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対して、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、これに応じた下請事業者に対し、平成 17 年 11 月から同 18 年 10 月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を当該下請事業者を支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。 なお、同社は、当委員会の勧告前に、下請事業者に対し、減額分を返還した。 <u>下請事業者 101 名に対し、総額 5303 万 4888 円を減額</u>
(株)ホーチキメンテナンスセンターに対する件 （平成 19 年 12 月 6 日） <u>下請代金の減額</u> （第 4 条第 1 項第 3 号） <u>買ったたき</u> （第 4 条第 1 項第 5 号）	(株)ホーチキメンテナンスセンターは、業として請け負う消防用設備の保守点検業務の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、自社の経費削減を図るため、下請事業者に対して、「出精値引」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、要請したすべての下請事業者に対し、平成 18 年 1 月から同 19 年 4 月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を当該下請事業者を支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。 なお、同社は、当委員会の勧告前に、下請事業者に対し減額分を返還した。 <u>下請事業者 20 名に対し、総額 2 億 1551 万 5911 円を減額</u> (株)ホーチキメンテナンスセンターは、下請事業者に対して、それぞれの事業者と十分な協議を行うことなく一方的に、平成 19 年 4 月末日支払分まで下請代金の額から一定率を乗じて得た額を差し引いて支払っていた額を、一律に、そのまま同年 5 月末日以降に支払う下請代金の額とすることを定めていた。 <u>下請事業者 20 名に対し、通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を決定</u>